

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT100-9 r. 4. 0
提出年月日	令和4年9月30日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

令和4年9月
北海道電力株式会社

比較結果等を取りまとめた資料

1. 先行審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記1件。
 - ・他社審査会合の指摘事項となっている参集要員の要員数、参集に要する時間について、1.0.2項にて明確に記載していなかったことから、記載の充実化のため追記するとともに、防潮堤の再構築に伴う参集ルートの変更等について「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」及び「添付資料1.0.10 重大事故等時の体制について」の別紙7にて整理する。(1.0.2(4)c.(e)項, 添付資料1.0.2(後日提出), 添付資料1.0.10別紙7(後日提出))【比較表1.0-63ページ】
- d. 当社が自主的に変更したもの : 下記1件。
 - ・アクセスルートの確保について、防潮堤の再構築に伴うアクセスルートの設定変更及び他社審査知見の反映のため、記載を全面的に見直している。(1.0.1(1)b.項, 1.0.2(1)b.項, 添付資料1.0.2(後日提出))【比較表1.0-6~11, 33~38ページ】

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記7件。
 - ・1.0.1項及び1.0.2項においては、「重大事故等発生時に的確かつ柔軟に対処できるよう、要員を確保する」、「原子力防災体制等を発令し、要員の非常招集を行う」等と、対象となる具体的な要員名称を記載していなかったことから、発電所災害対策要員及び停止号炉である1,2号炉の運転員を「重大事故等に対処する要員」と定義し、具体的な要員名称を記載した。【例：比較表1.0-13ページ】
 - ・「1.0.1(4)a. 手順書の整備」では、「計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を整備する。」等と対応方針のみを述べる記載だったことから、「1.0.2(4)a. 手順書の整備」の記載に合わせ、「運転手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる。」等と、その手順を整備する具体的な手順書名称を記載した。【例：比較表1.0-14ページ】
 - ・運転員の責任者である発電課長(当直)を配置することについて、1.0.1(4)c.(f)項及び1.0.2(4)c.(f)項に記載するとともに、発電課長(当直)が欠けた場合の代行に係る運用についても1.0.1(4)c.(g)項及び1.0.2(4)c.(g)項に記載した。【例：比較表1.0-27ページ】
 - ・運転員が実施する教育及び訓練として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、監視計器が設置されている周囲環境条件の変化により、監視計器が示す値の変化に関する教育及び訓練を実施することを1.0.2(4)b.(b)項に記載した。【例：比較表1.0-54ページ】
 - ・発電所対策本部が持つ基本的機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として班長を配置していること、並びに発電所対策本部内の指揮命令、報告の流れ、運転員からの情報の流れ等について1.0.2(4)c.(a)項に記載した。【例：比較表1.0-58ページ】
 - ・複数号炉の同時被災時において、号炉ごとの運転操作指揮を発電課長(当直)が行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とすることを1.0.2(4)c.(c)項に記載した。【例：比較表1.0-60ページ】
 - ・原子力防災準備体制が発令された場合に、本店に本店警戒対策本部を設置することについて1.0.2(4)c.(j)項に記載した。【例：比較表1.0-67ページ】
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記3件。
 - ・他社審査会合の指摘事項となっている教育及び訓練のPDCAに対する評価の客観性、WANOやJANSIとの関わりについて、記載の充実化のため「添付資料1.0.9 重大事故等対策に係る教育及び訓練について」に記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

- ・他社審査会合の指摘事項となっている複数号炉同時被災時の体制（1,2号運転員の追記）について、記載を充実した。（1.0.1(4) c. (e)項, 1.0.2(4) c. (e)項, 「添付資料 1.0.10 重大事故等時の体制について」）【例：比較表 1.0-26 ページ】
- ・島根2号炉まとめ資料と比較した結果、送配電事業を分社化したことに伴い、本店対策本部は当社と北海道電力ネットワーク株式会社が一体となった体制とすることについて、1.0.1(4) c. (j)項, 1.0.2(4) c. (j)項及び「添付資料 1.0.10 重大事故等時の体制について」に記載した。【例：比較表 1.0-29 ページ】

d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-3) バックフィット関連事項

あり。

- ・有毒ガス防護対策（1.0.1(4) a. (g)項, 1.0.1(4) c. (1)項, 1.0.2(4) a. (g)項, 1.0.2(4) c. (1)項）【比較表 1.0-18, 30, 50, 69 ページ】
- ・前兆事象を確認した時点での事前の対応（降下火災物の到達が予想されるときの手順の追記）（添付資料 1.0.8 「自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について」）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

2. 大飯3 / 4号炉まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 主な説明事項

- 初動対応体制

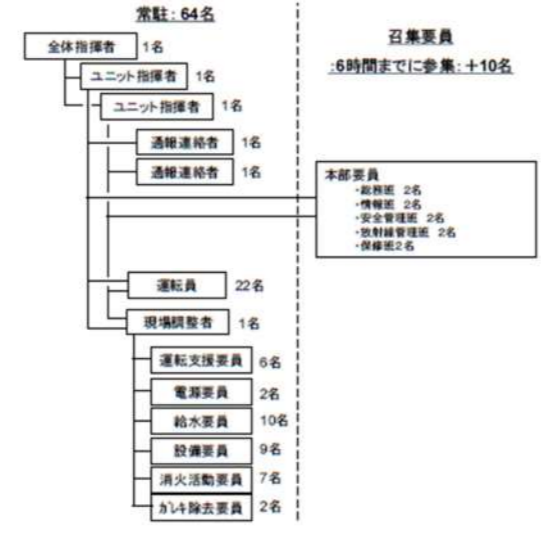
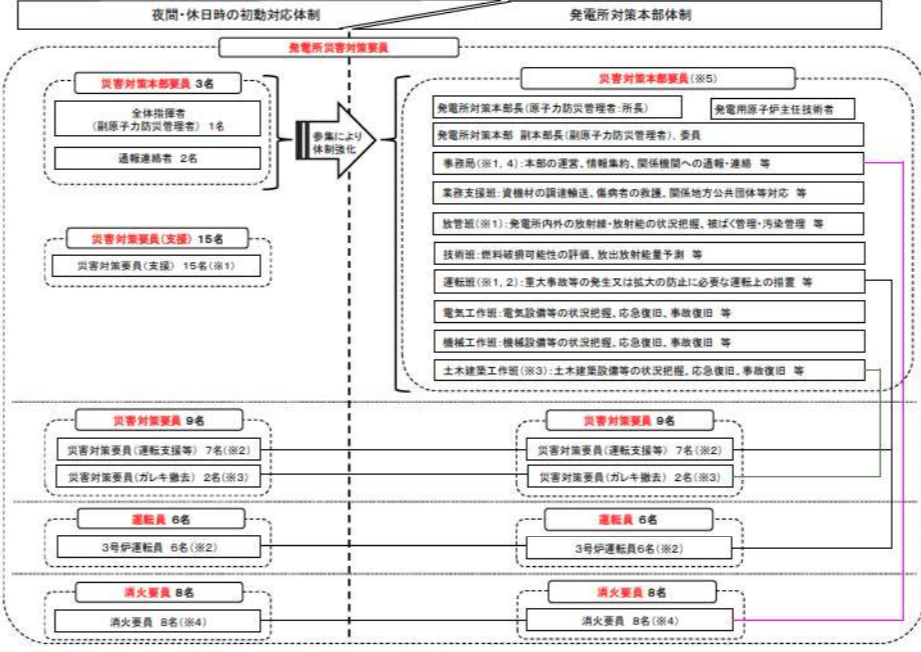
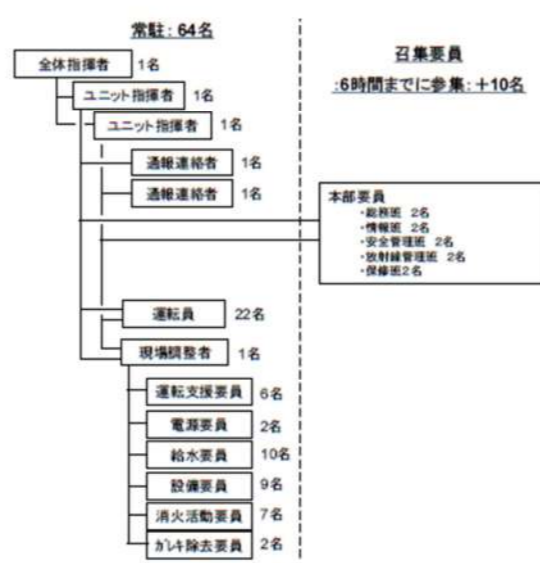
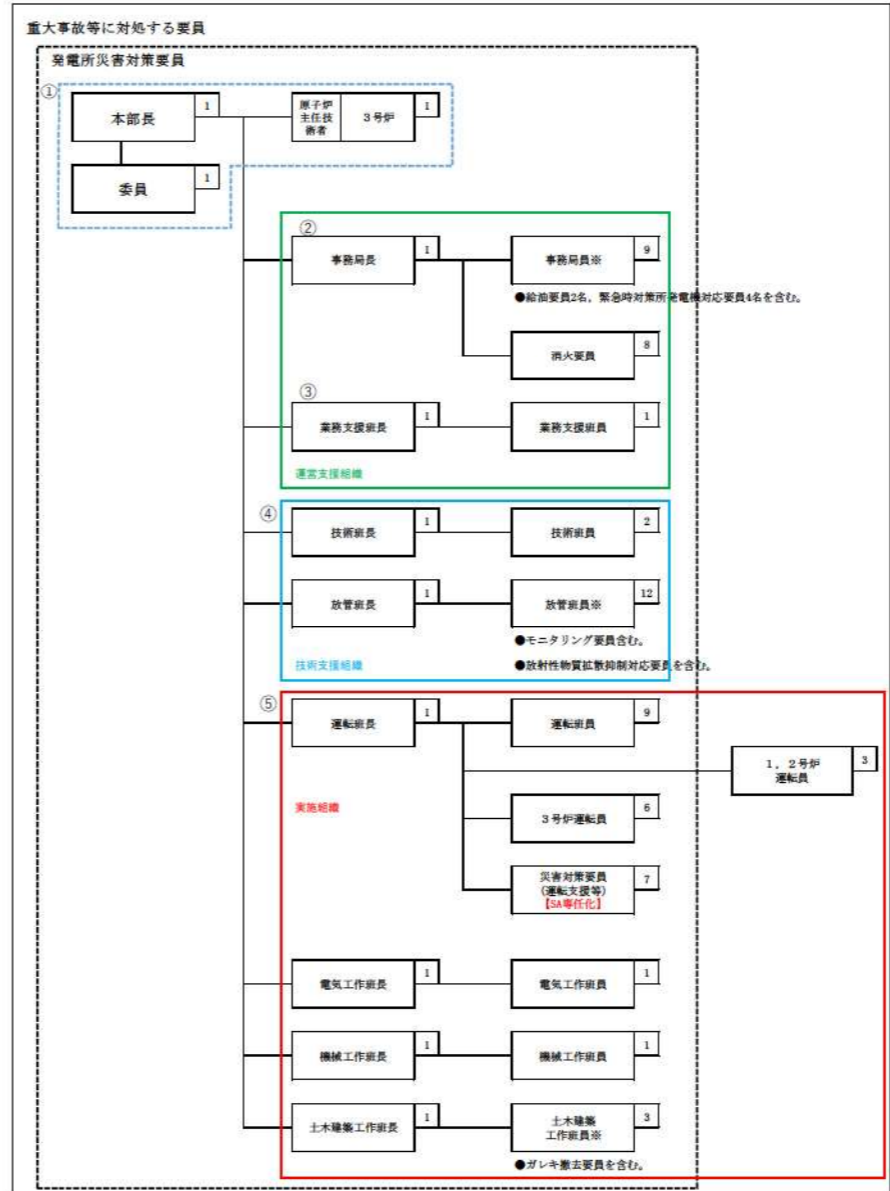
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	補足説明																																																				
<p><添付資料 1.0.10 より抜粋></p>  <p>常駐：64名 召集要員：6時間までに参集：+10名 本部要員：総務班 2名、情報班 2名、安全管理班 2名、放射線管理班 2名、保健班 2名</p> <table border="1" data-bbox="252 535 697 945"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>人数</th> <th>体制</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体指揮者 (原子力防災官兼機務管理)</td> <td>1</td> <td>常駐</td> <td>原子力防災官兼機務管理 運転員からの連絡を踏まえた重大事故対応の指示 AMGに基づく操作チェック(必要に応じて指示)</td> </tr> <tr> <td>ユニット指揮者</td> <td>2</td> <td>常駐</td> <td>各ユニットの統括管理 プラント情報の入手および対応の指揮</td> </tr> <tr> <td>通報連絡者</td> <td>2</td> <td>常駐</td> <td>対外連絡(国、自治体等) 社員等の要員(自衛隊一斉) 関係機関との連絡員(統合ネットワーク)</td> </tr> <tr> <td>現場調整者</td> <td>1</td> <td>常駐</td> <td>本部(全体指揮者)との情報連絡 現場でのユニット間の作業調整</td> </tr> <tr> <td>召集要員</td> <td>10</td> <td>召集(6時間)</td> <td>原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な要員</td> </tr> <tr> <td>運転員</td> <td>22</td> <td>常駐</td> <td>事故初動運転操作</td> </tr> <tr> <td>運転支援要員</td> <td>6</td> <td>常駐</td> <td>主要気流がし弁開放操作等の運転支援活動*</td> </tr> <tr> <td>電源要員</td> <td>2</td> <td>常駐</td> <td>全庁式非常用発電装置の起動確認等の電源確保活動*</td> </tr> <tr> <td>給水要員</td> <td>10</td> <td>常駐</td> <td>送水車による給水等の給水活動</td> </tr> <tr> <td>設備要員</td> <td>9</td> <td>常駐</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応</td> </tr> <tr> <td>消火活動要員</td> <td>7</td> <td>常駐</td> <td>火災発生時の消火活動</td> </tr> <tr> <td>ガレキ除去要員</td> <td>2</td> <td>常駐</td> <td>ガレキの除去</td> </tr> </tbody> </table> <p>※運転支援要員および電源要員は、主要気流がし弁の開放操作や全庁式非常用発電装置の起動確認等、運転員との密な連携が必要な作業においては、全体指揮者の指示をうけ、運転員の指揮下で作業を行う。</p>	職名	人数	体制	主な役割	全体指揮者 (原子力防災官兼機務管理)	1	常駐	原子力防災官兼機務管理 運転員からの連絡を踏まえた重大事故対応の指示 AMGに基づく操作チェック(必要に応じて指示)	ユニット指揮者	2	常駐	各ユニットの統括管理 プラント情報の入手および対応の指揮	通報連絡者	2	常駐	対外連絡(国、自治体等) 社員等の要員(自衛隊一斉) 関係機関との連絡員(統合ネットワーク)	現場調整者	1	常駐	本部(全体指揮者)との情報連絡 現場でのユニット間の作業調整	召集要員	10	召集(6時間)	原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な要員	運転員	22	常駐	事故初動運転操作	運転支援要員	6	常駐	主要気流がし弁開放操作等の運転支援活動*	電源要員	2	常駐	全庁式非常用発電装置の起動確認等の電源確保活動*	給水要員	10	常駐	送水車による給水等の給水活動	設備要員	9	常駐	可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応	消火活動要員	7	常駐	火災発生時の消火活動	ガレキ除去要員	2	常駐	ガレキの除去	<p><添付資料 1.0.10 より抜粋></p>  <p>夜間・休日時の初動対応体制 発電所対策本部体制</p> <p>災害対策本部要員 3名 全体指揮者 (副原子力防災管理者) 1名 通報連絡者 2名</p> <p>災害対策要員(支援) 15名 災害対策要員(支援) 15名(※1)</p> <p>災害対策本部要員(※5) 発電所対策本部長(原子力防災管理者:所長) 兼 発電所原子炉主任技術者 発電所対策本部 副本部長(副原子力防災管理者):委員 事務班(※1,4):本部の運営、情報集約、関係機関への連絡・連絡等 業務支援班:資機材の調達輸送、傷病者の救護、関係地方公共団体等対応等 放射線班(※1):発電所内外の放射線・放射能の状況把握、被ばく管理・汚染管理等 技術班:燃料破損可能性の評価、放出放射能予測等 運転班(※1,2):重大事故等の発生又は拡大の防止に必要な運転上の措置等 電気工作班:電気設備等の状況把握、応急復旧、事故復旧等 機械工作班:機械設備等の状況把握、応急復旧、事故復旧等 土木建築工作班(※3):土木建築設備等の状況把握、応急復旧、事故復旧等</p> <p>災害対策要員 6名 災害対策要員(運転支援等) 7名(※2) 災害対策要員(ガレキ撤去) 2名(※3)</p> <p>運転員 6名 3号炉運転員 6名(※2)</p> <p>消火要員 8名 消火要員 8名(※4)</p> <p>災害対策要員 6名 災害対策要員(運転支援等) 7名(※2) 災害対策要員(ガレキ撤去) 2名(※3)</p> <p>運転員 6名 3号炉運転員 6名(※2)</p> <p>消火要員 8名 消火要員 8名(※4)</p> <p>※1:所属する各機能班(事務班、放射線班、運転班)の一員として、引き継ぎ定められた役割を遂行する。 ※2:運転班の一員として、引き継ぎ定められた役割を遂行する。「運転員」及び「災害対策要員」の名称については、初動対応体制時及び発電所対策本部体制時ともに使用する。 ※3:土木建築工作班の一員として、引き継ぎ定められた役割を遂行する。「災害対策要員」の名称については、初動対応体制時及び発電所対策本部体制時ともに使用する。 ※4:事務班の一員として、引き継ぎ定められた役割を遂行する。「消火要員」の名称については、初動対応体制時及び発電所対策本部体制時ともに使用する。 ※5:参集要員は、発電所に到着後、災害対策本部要員として、定められた役割を遂行する。</p> <p><運転支援等を行う災害対策要員7名について></p> <ul style="list-style-type: none"> 運転支援等を行う災害対策要員7名は、運転員の支援、可搬型重大事故等対処設備を用いた電源確保活動及び注水活動等を行う要員である。 重大事故等対策に係る必要な教育及び訓練の実施に加え、日頃から可搬型重大事故等対処設備に精通させるため、可搬型重大事故等対処設備の巡視点検、定期試験や日常保守も担う重大事故等対策の専任要員である。 災害対策要員の勤務形態は、通常時は4班2交替のサイクルで運用している交替勤務に加え、通常勤務を行う1つの班の計5班で構成される。重大事故等時においても、中長期での作業等の対応に支障が出ることがないように、通常時と同様の勤務形態を継続することとしている。 <p><災害対策要員(支援)15名について></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所設備に係る活動、可搬型モニタリング設備の設置等の重大事故等対策に係る支援活動を行う。 	<p>補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、運転支援、電源確保、給水、設備対応、消火活動、ガレキ撤去を行う要員は「緊急安全対策要員」という。 泊は、運転支援、電源確保、給水、ガレキ撤去を行う要員を「災害対策要員」、消火活動を行う要員を「消火要員」という。 要員の名称に相違はあるものの、発電所対策本部にて活動する要員、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、ガレキ撤去要員、消火活動を行う要員を確保していることについては、泊と大飯に差異はない。 泊は、発電所対策本部の各機能班員が参集し本部体制が確立するまでの期間については、発電課長(当直)が指揮する運転員を主体とした初動対応の体制の下、運転手順書等に基づき迅速な対応を図ることとしている。 泊の要員参集後の体制については次ページに示す。
職名	人数	体制	主な役割																																																			
全体指揮者 (原子力防災官兼機務管理)	1	常駐	原子力防災官兼機務管理 運転員からの連絡を踏まえた重大事故対応の指示 AMGに基づく操作チェック(必要に応じて指示)																																																			
ユニット指揮者	2	常駐	各ユニットの統括管理 プラント情報の入手および対応の指揮																																																			
通報連絡者	2	常駐	対外連絡(国、自治体等) 社員等の要員(自衛隊一斉) 関係機関との連絡員(統合ネットワーク)																																																			
現場調整者	1	常駐	本部(全体指揮者)との情報連絡 現場でのユニット間の作業調整																																																			
召集要員	10	召集(6時間)	原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な要員																																																			
運転員	22	常駐	事故初動運転操作																																																			
運転支援要員	6	常駐	主要気流がし弁開放操作等の運転支援活動*																																																			
電源要員	2	常駐	全庁式非常用発電装置の起動確認等の電源確保活動*																																																			
給水要員	10	常駐	送水車による給水等の給水活動																																																			
設備要員	9	常駐	可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応																																																			
消火活動要員	7	常駐	火災発生時の消火活動																																																			
ガレキ除去要員	2	常駐	ガレキの除去																																																			

図7 重大事故等発生時における初動対応体制(休日、夜間の例)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

● 要員参集後の重大事故等時の体制

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	補足説明
<p><添付資料 1.0.10 より抜粋></p>  <p>常駐：64名 召集要員：.6時間までに参集：+10名</p> <p>本部要員 ・総務課 2名 ・情報課 2名 ・安全管理課 2名 ・放射線管理課 2名 ・保健課 2名</p> <p>図7 重大事故等発生時における初動対応体制（休日、夜間の例）</p>	<p><添付資料 1.0.10 より抜粋></p>  <p>重大事故等に対する要員 発電所災害対策要員</p> <p>① 本部 本部長 1 委員 1 原子炉主任技術者 3号炉 1</p> <p>② 事務 事務局長 1 事務局長※ 8 事務員※ 8 ●給油要員2名、緊急時対応要員4名を含む。</p> <p>③ 業務 業務支援班長 1 業務支援班員 1 業務支援班員※ 1 ●モニタリング要員含む。</p> <p>④ 技術 技術班長 1 技術班員 2 放射線班長 1 放射線班員※ 12 ●放射線物質拡散抑制対応要員を含む。</p> <p>⑤ 運転 運転班長 1 運転班員 9 3号炉運転員 8 災害対策要員(運転支援等)【SA専任化】 7 電気工作班長 1 電気工作班員 1 機械工作班長 1 機械工作班員 1 土木建築工作班長 1 土木建築工作班員※ 3 ●ガレキ撤去要員を含む。</p> <p>1, 2号炉 運転員 3</p> <p>合計 73名</p> <p>①意思決定・指揮 ②情報管理、火災対応 ③資機材等リソース管理、社外対応 ④情報収集・計画立案 ⑤現場対応</p> <p>図5 泊発電所 原子力防災組織 体制図（参集要員招集後）</p>	<p>補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「発電所災害対策要員」と停止号炉である1,2号炉の運転員を含めて「重大事故等に対処する要員」という。（女川と差異なし） ・泊の初動対応体制として、災害対策本部要員3名、3号炉運転員6名、災害対策要員9名、災害対策要員(支援)15名及び消火要員8名の計41名に加え、上記とは別に1,2号炉の対応を行う1,2号炉運転員3名を確保する。 ・泊の参集要員は、被災後3時間を目標に給油活動を行う2名、被災後12時間を目標に本部を強化する要員27名を確保し、参集要員招集後は73名となる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

2-2) 大飯3/4号炉との比較表の記載方針等

- 記載方針の相違（下表では比較表において、「記載方針の相違」としている事項について整理した。これらの事項は、見易さの観点から、比較表の「差異の説明」欄に下表の差異理由番号のみを記載し、詳細な差異の理由は省略する。）

差異理由番号	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
1	重大事故等発生時に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。	重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、 発電所災害対策要員並びに1号炉及び2号炉運転員 （以下「重大事故等に対処する要員」という。）を確保する等の必要な体制を整備する。	確保する要員の内訳を記載した。また、発電所災害対策要員及び1,2号炉運転員を「重大事故等に対処する要員」と定義した。（女川と同様）【例：比較表1.0-13ページ】
2	・3号炉及び4号炉	・複数号炉	同時被災に対しては、停止中号炉を考慮して「複数号炉」と記載。また、審査対象号炉である「3号炉」を記載した。（女川と同様）【例：比較表1.0-14ページ】
3	・手順を整備する。	・運転手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる。	・泊は具体的な手順書名を記載した。（女川と同様） ・大飯は、1.0.2項に具体的な手順書名を記載している。 【例：比較表1.0-14ページ】
4	・事故発生時は、故障及び設計基準 事故 に対処する運転手順書により事象判別及び初期対応を行う。	・事故発生時は、故障及び設計基準 事象 に対処する運転手順書により事象判別並びに初期対応を行う。	運転時の異常な過渡変化も含めた表現として、「設計基準事象」と記載した。（伊方と同様） 【例：比較表1.0-16ページ】
5	伊方発電所 原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本） 令和2年9月現在 (a-7)有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための 手順と体制を整備する 。	(g) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための 手順を整備する 。	・有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関しては、DB26条まとめ資料と同様に伊方及び女川と比較する。 ・技術的能力審査基準において、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関する要求事項は、手順書の整備に係る解釈、体制の整備に係る解釈にそれぞれ記載されていることから、泊まとめ資料は基準の記載に合わせ、手順書の整備に係る項目、体制の整備に係る項目にそれぞれ基準適合方針を記載した。（女川と同様）【例：比較表1.0-18ページ】 ・伊方は、「手順書の整備」の項にて、手順及び体制の整備について記載している。
6	・所長（原子力防災管理者）は、原子力防災体制等を発令し、 要員 の非常召集、通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。	・所長（原子力防災管理者）は、原子力防災体制等を発令し、 発電所災害対策要員 の非常召集、通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。	非常召集する要員の名称を具体的に記載した。（女川と同様）【例：比較表1.0-22ページ】
7	— (比較対象なし)	(f) 重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の機能は、上記(a)項、(b)項及び(d)項のとおり明確にするとともに、各班に責任者である 班長及び発電課長(当直) を配置する。	泊は、運転員の責任者である発電課長(当直)について記載した。（女川と同様）【例：比較表1.0-27ページ】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

差異理由番号	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
8	- (比較対象なし)	(g) 発電所対策本部における指揮命令系統を明確にする とともに、指揮者である発電所対策本部長の所長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。また、班長及び発電課長（当直）が欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。	泊は発電課長（当直）の代行者に係る記載をした。（女川と同様）【例：比較表 1.0-27 ページ】

- 差異識別の省略（下表の差異については、表現の相違であり差異なし。）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉
・第10.1表（設置許可申請書）	・表1.0.1【例：比較表 1.0-2 ページ】
・(1)b. アクセスルートの確保	・「1.0.1(1) b. アクセスルートの確保」 【例：比較表 1.0-12 ページ】
・第5.1.1表（設置変更許可申請書）	・表1.0.1【例：比較表 1.0-44 ページ】
・第5.1.2表（設置変更許可申請書）	・表1.0.2【例：比較表 1.0-53 ページ】

- 記載表現、名称の相違等（実質的な相違なし）（下表に示す差異については、見易さの観点から比較表の「差異の説明」欄に差異理由を記載しない。）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	備考
・発電用原子炉施設（以下、「原子炉施設」という。）	・発電用原子炉施設	記載表現の相違（女川と同様）【例：比較表 1.0-1 ページ】 ・泊は、発電用原子炉施設について読み替えをしていない。
・原子炉等規制法	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	記載表現の相違（女川と同様）【例：比較表 1.0-2 ページ】
・重大事故等発生時	・重大事故等時	記載表現の相違 ・泊は「重大事故等時」で統一した。（女川と同様）【例：比較表 1.0-11 ページ】
・プラントメーカー	・プラントメーカ	記載表現の相違（女川と同様）【例：比較表 1.0-12 ページ】
・緊急時対策本部	・発電所対策本部	名称の相違【例：比較表 1.0-13 ページ】
・当直課長	・発電課長（当直）	名称の相違【例：比較表 1.0-15 ページ】
・マニュアル	・手順書	記載表現の相違（女川と同様）【例：比較表 1.0-21 ページ】
・時間外、休日（夜間）	・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）	記載表現の相違（女川と同様）【例：比較表 1.0-23 ページ】
・緊急時対策本部要員	・災害対策本部要員	名称の相違【例：比較表 1.0-23 ページ】
・非常招集可能圏内	・参集可能圏内	記載表現の相違【例：比較表 1.0-23 ページ】
・衛星電話（携帯）	・衛星携帯電話	設備名称の相違【例：比較表 1.0-28 ページ】
・教育訓練	・教育及び訓練	記載表現の相違【例：比較表 1.0-53 ページ】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	備考
・運転員（当直員）	・運転員	記載表現の相違(女川と同様) 【例：比較表 1.0-54 ページ】
・作業手順書	・手順書	手順書名称の相違【例：比較表 1.0-55 ページ】
・安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置	・データ収集計算機及びデータ表示端末	設備名称の相違【例：比較表 1.0-66 ページ】
・原子力発電部門統括	・原子力部長	名称の相違【例：比較表 1.0-67 ページ】
・本店対策本部要員	・本店の原子力災害対策要員	名称の相違【例：比較表 1.0-67 ページ】

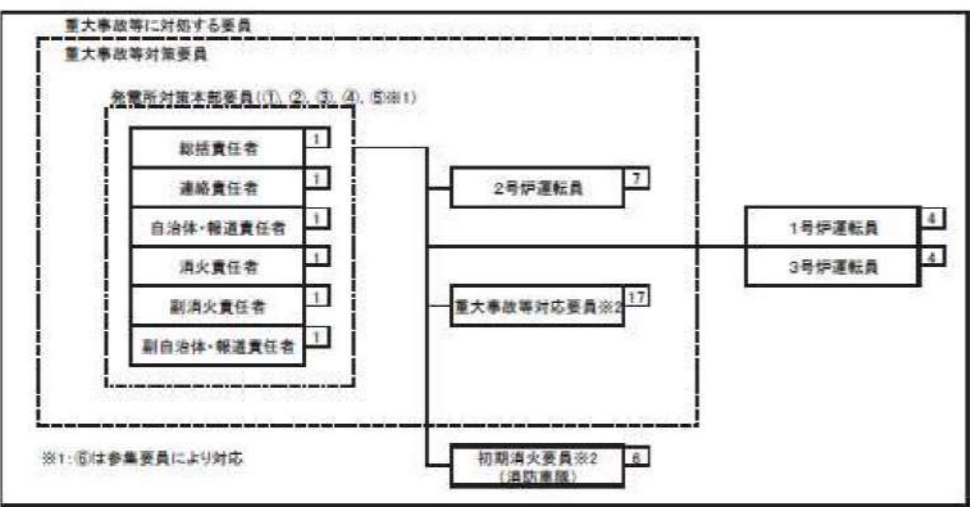
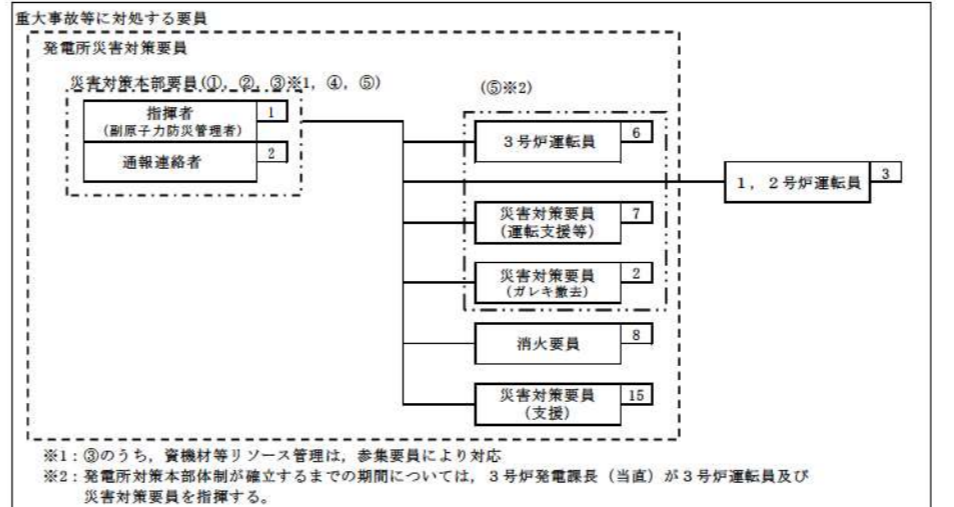
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

3. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

3-1) 主な説明事項

- 初動対応体制

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	補足説明
<p><添付資料 1.0.10 より抜粋></p>  <p>第3図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図（夜間及び休日）</p>	<p><添付資料 1.0.10 より抜粋></p>  <p>図4 泊発電所 原子力防災組織 体制図（夜間及び休日）</p> <p><運転支援等を行う災害対策要員7名について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転支援等を行う災害対策要員7名は、運転員の支援、可搬型重大事故等対処設備を用いた電源確保活動及び注水活動等を行う要員である。 ・重大事故等対策に係る必要な教育及び訓練の実施に加え、日頃から可搬型重大事故等対処設備に精通させるため、可搬型重大事故等対処設備の巡視点検、定期試験や日常保守も担う重大事故等対策の専任要員である。 ・災害対策要員の勤務形態は、通常時は4班2交替のサイクルで運用している交替勤務に加え、通常勤務を行う1つの班の計5班で構成される。重大事故等時においても、中長期での作業等の対応に支障が出ることがないように、通常時と同様の勤務形態を継続することとしている。 <p><災害対策要員(支援)15名について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所設備に係る活動、可搬型モニタリング設備の設置等の重大事故等対策に係る支援活動を行う。 	<p>補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の重大事故等対応要員は、可搬型重大事故等対処設備を用いた現場対応を行う。 ・泊では、運転支援等を行う災害対策要員7名が、可搬型重大事故等対処設備による水源の確保、電源復旧活動等を行う。 ・泊は、発電所対策本部の各機能班員が参集し本部体制が確立するまでの期間については、発電課長(当直)が指揮する運転員を主体とした初動対応の体制の下、運転手順書等に基づき迅速な対応を図ることとしている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

● 要員参集後の重大事故等時の体制

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	補足説明
<p><添付資料 1.0.10 より抜粋></p> <p>第1図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図（第2緊急体制・参集要員招集後）</p>	<p><添付資料 1.0.10 より抜粋></p> <p>図5 泊発電所 原子力防災組織 体制図（参集要員招集後）</p>	<p>補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左図は、参集要員招集後の体制を示す。 ・女川は、被災後1時間を目途に4名、被災後12時間を目途に50名を確保し、計98名となる。 ・泊は、被災後3時間を目途に給油活動を行う要員2名、被災後12時間を目途に発電所対策本部体制を強化するための要員27名を確保し、計73名となる。 ・女川は有効性評価において参集要員に期待しないが、泊は有効性評価で期待する給油活動を行う要員を参集要員で確保する。 ・女川の重大事故等対応要員は保修班員の所属となるが、泊の災害対策要員（運転支援等）は運転班の所属となる。 ・泊の運転員と災害対策要員（運転支援等）は、どちらも運転班の所属となり、発電課長(当直)の指示によって運転員と災害対策要員は連携して重大事故等対策を実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

3-2) 女川2号炉との比較表の記載方針等

- 主な差異事項（下表では比較表において、設備、運用又は体制の相違となる事項について整理した。これらの事項は、見易さの観点から、比較表の「差異の説明」欄に下表の差異理由番号のみを記載し、詳細な差異の理由は省略する。）

差異理由番号	項目	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
1	設備の相違（切替の容易性）	本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から 弁操作 により速やかに切り替えられるように、当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な 手順 を整備するとともに、確実にできるよう訓練を実施する。	本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から 弁操作又は工具等 の使用により速やかに切り替えられるように当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な 手順等 を整備するとともに、確実にできるよう訓練を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・女川は弁操作により切替えを行うことから切替えるために整備するものとして手順以外ないと考える。 ・泊では、CV再循環ユニットに海水を通水する系統は、工具を用いたフランジ取付・取外や可搬型ホースの接続を行い切替えることから、「弁操作又は工具等」と記載している。 ・泊は、切替えるために整備しているものとして、上記のとおり工具等があることから、「手順等」と記載している。 ・泊は、工具を用いてフランジ取付・取外を行うが、一般的な作業と同等の作業であり、容易に実施できる。（大飯と相違なし。） <p>【例：比較表1.0-6ページ】</p>
2	重大事故等時の体制	重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員及び 初期消火要員（消防車隊） （以下「重大事故等に対処する要員」という。）を確保する等の必要な体制を整備する。	重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、発電所災害対策要員並びに1号炉及び2号炉運転員（以下「重大事故等に対処する要員」という。）を確保する等の必要な体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・泊の発電所災害対策要員には、消火要員を含んでいる。 ・発電所災害対策要員と停止号炉である1,2号運転員を含んで「重大事故等に対処する要員」と定義し、教育及び訓練、SA対策の実施等の対象となる要員の具体的な名称を明確に記載している。（女川と同様） <p>【例：比較表1.0-13ページ】</p>
3	手順書の構成	手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）並びに 重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊） が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。	手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、 発電所の原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。） が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）及び 発電所対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。） を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・女川は運転操作手順書と発電所対策本部用手順書を整備。 ・泊は運転手順書、発電所対策本部用手順書と支援組織用手順書を整備。支援組織用手順書はアクシデントマネジメントガイドラインを含む事故進展予測等を行う手順書であり、女川では発電所対策本部手順書の中に含まれている。 ・手順書の構成は違うが、実質的な相違はなし。 <p>【例：比較表1.0-13ページ】</p>
4	事象判別を行う手順書	異常又は事故発生時は、警報処置運転手順書により初期対応を行う。 警報処置運転手順書による対応において事象が進展した場合には、警報処置運転手順書から非常時操作手順書（イベントベース）に移行する。	事故発生時は、故障及び設計基準事象に対処する運転手順書により事象判別並びに初期対応を行う。 多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書に移行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・泊において重大事故等が発生した場合には、「故障及び設計基準事象に対処する運転手順書」を用いて、原子炉トリップの確認、事象判別等を行い、事象ベースの手順書へ移行する。 ・女川は、警報処置運転手順書からイベントベースの手順書に移行する。 <p>【例：比較表1.0-16ページ】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

差異理由番号	項目	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
5	手順書の構成の相違	また、原子炉停止中において、警報処置運転手順書による対応中に非常時操作手順書（プラント停止中）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（プラント停止中）に移行する。	— （比較対象なし）	・泊は、停止中の重大事故等対策についても「故障及び設計基準事象に対処する運転手順書」に整備している。【例：比較表1.0-16ページ】
6	手順書の構成の相違 計測可能なパラメータを整理する手順書	発電用原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるように、パラメータを計測する計器故障又は計器故障が疑われる場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を 運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書 に整備する。 (e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、 運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書 に明記する。	原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるように、パラメータを計測する計器故障又は計器故障が疑われる場合に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を 運転手順書 に整備する。 (e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、 運転手順書 に明記する。	・泊は、発電課長(当直)が、計器故障時のパラメータの把握能力を超えた場合等の手順着手の判断を行うことから、運転手順書に明記している。【例：比較表1.0-14ページ】
7	設備の相違	原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるように判断基準を明確にした手順を整備する。	— （比較対象なし）	・女川は、通常運転時の原子炉出力調整を制御棒位置、原子炉再循環系の冷却材流量を調整することで行い、ほう酸水注入は原子炉停止機能喪失時のみ使用する。 ・泊はPWRプラントであり、制御棒位置、1次冷却材のほう素濃度調整により原子炉出力を調整することから、事故時に限らずほう酸水注入を行う設計であり、重大事故等時においても迷わず注入できることから、敢えて記載していない。 【例：比較表1.0-14ページ】
8	設備の相違	— （比較対象なし）	炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準を明確にした手順を整備する。	・女川の有効性評価「CV過圧破損」では、低圧代替注水系（常設）による原子炉注水等により損傷炉心を冷却しつつ、代替循環冷却系若しくはCVフィルタベントによりCV破損防止を図ることから、左記の記載はないと考える。 ・泊の有効性評価「CV過圧破損」のように早期に炉心損傷に至る場合は、迷うことなくCV破損防止対策に移行できるよう、代替格納容器スプレイポンプによるCVスプレイを最優先に行う手順着手判断基準を定めている。 【例：比較表1.0-14ページ】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

差異理由番号	項目	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
9	設備の相違	原子炉格納容器圧力が限界圧力に達する前又は原子炉格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に原子炉格納容器フィルタベント系等の使用が行えるように判断基準を明確にした手順を発電所対策本部用手順書に整備する。	— (比較対象なし)	・女川は、CV過圧破損防止対策として、CVフィルタベントがある。【例：比較表1.0-14ページ】
10	設備の相違	— (比較対象なし)	炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないように、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準を明確にした手順を整備する。	・泊は、CV水素濃度低減対策として、イグナイタをSA設備としてCV内に設置している。イグナイタ着火に伴う設備への悪影響を考慮し、炉心出口温度350℃到達から60分以内にイグナイタを起動する手順としている。【例：比較表1.0-15ページ】
11	設備の相違	また、引き波により取水ピット水位がタービン補機冷却海水ポンプの取水可能水位より低下した場合等、発電用原子炉の運転継続に支障がある場合に、発電用原子炉を手動停止する手順を整備する。	— (比較対象なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・泊は、プラント出力運転中にタービン補機を冷却する海水を循環水ポンプにより取水する。 ・泊は、津波発生時の原子炉補機冷却海水ポンプの機能維持のため、取水口には、貯留堰を設置しており、貯留堰高さT.P.-4.0mを下回る引き波が発生した場合でも、取水槽内に冷却水が貯留される構造となっている。 ・貯留堰高さを下回る引き波が発生した場合、循環水ポンプについては大津波警報をもとに運転員が手動で停止する。 ・大津波警報が発表された場合、原則として発電用原子炉を停止する手順を整備することについては、女川と同様に記載している。 ・詳細は、DB5条まとめ資料により整理する。 【例：比較表1.0-18ページ】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

差異理由番号	項目	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
12	発電所対策本部の体制が確立するまでの初動体制	<p>発電所対策本部が構築されるまでの間、総括責任者（副原子力防災管理者）の指揮の下、運転員及び重大事故等対応要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、総括責任者は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、運転員及び重大事故等対応要員へ指示を行う。運転員及び重大事故等対応要員は、総括責任者の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p>	<p>発電所対策本部の体制が確立するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員を主体とした初動対応の体制により迅速な対応を図る。発電所対策本部の各機能班員が参集し、発電所対策本部の体制が確立すれば、発電所対策本部長の指揮の下、必要な重大事故等対策を行う。ただし、手順書にあらかじめ規定されている操作については、発電課長（当直）の指示により運転員が主体的に事故対応操作を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女川は、発電所対策本部が構築されるまでの間、総括責任者の指揮の下、運転員及び重大事故等対応要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図ることとしている。 ・また、女川は、発電課長が運転員に、対策本部長が可搬型SA設備を用いたSA対策を実施する重大事故等対応要員に作業指示を行う体制としている。 ・泊は、発電所対策本部の体制が確立するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員を主体とした初動対応の体制により迅速な対応を図る。 ・泊は、運転員と可搬型SA設備を取り扱う災害対策要員は、どちらも実施組織である運転班の要員であり、かつ発電課長（当直）の指示により作業を実施することから、運転員と災害対策要員は連携してSA対策が実施できる。 ・発電所対策本部体制を構築する各機能班員が参集しなくても、SA対策については、手順書にあらかじめ規定していることから、発電課長（当直）の指示により、運転員が主体的に事故対応操作をすすめていく。 <p>【例：比較表1.0-62ページ】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

差異理由番号	項目	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
13	地下水位低下設備の予備品の確保 地下水位低下設備に係る手順及び体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。 地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない場所に保管する。 地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定期間確保する設計とする。 <p>地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書及び必要な体制を整備するとともに、教育及び訓練を実施する。</p> <p>さらに、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合を想定し、外部支援等によりアクセスルートの通行性の確保を図る手順と体制の整備を行う。</p>	<p>— (比較対象なし)</p>	<p>・泊は、アクセスルートについて地下水排水設備の効果を期待していない。泊の耐震設計方針についてはDB4条まとめ資料にて整理。【例：比較表1.0-39ページ】</p>
14	手順書の構成	<ul style="list-style-type: none"> 非常時操作手順書（徴候ベース） <p>事故の起因事象を問わず、非常時操作手順書（イベントベース）では対処できない複数の設備の故障等による異常又は事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作に使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書（安全機能ベースと事象ベースにより構成） <p>安全系の機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用</p>	<p>・泊において、全交流動力電源喪失、原子炉補機冷却機能喪失等のサポート系故障により多くの安全系機器が機能喪失した場合には、安全機能ベースの手順書より全交流動力電源喪失、原子炉補機冷却機能喪失等の事象ベースの手順書を優先して使用することとしている。これらの手順書には未臨界性、炉心冷却機能の維持、CV健全性維持に係る手順についても規定している。【例：比較表1.0-16ページ】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

差異理由番号	項目	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
15	手順書の構成の相違	非常時操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、非常時操作手順書（イベントベース）に具体的内容を定めている対応については、非常時操作手順書（イベントベース）を参照する。 異常又は事故が収束した場合は、非常時操作手順書（徴候ベース）に従い復旧の措置を行う。	原因が明確でかつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの運転手順書には移行せず、その原因に対する事象ベースの運転手順書を優先する。 多重故障が解消され安全機能が回復した場合は、故障及び設計基準事象に対処する運転手順書に戻り処置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 女川は、徴候ベースの手順書の導入条件が成立した場合でも、イベントベースの手順書を参照する手順書の構成となっている。 泊では、安全機能ベースの適用条件が成立した場合でも、全交流動力電源喪失等、事象ベースの手順書を優先する場合があります、手順書の使用に係る優先順位について運転手順書に明記している。 泊では、安全機能ベースより優先して使用する事象ベースの運転手順書には、止める、冷やす、閉じ込めるの機能を維持しつつ、事故対応ができる手順書の内容としており、実質的な差異はない。 泊は、安全機能が回復すれば、「故障及び設計基準事象に対処する運転手順書」に戻り、プラント復旧処置等を継続することから、実質的な差異なし。 【例：比較表1.0-16ページ】
16	手順書の構成の相違	非常時操作手順書（徴候ベース）による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、非常時操作手順書（シビアアクシデント）に移行する。	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書に移行し対応処置を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 女川は、徴候ベースの手順書から炉心損傷後に使用する手順書へ移行する。 泊は、事象ベースの手順書又は安全機能ベースの手順書から炉心損傷後の手順書へ移行する。 【例：比較表1.0-16ページ】
17	手順書の構成の相違	<ul style="list-style-type: none"> 非常時操作手順書（設備別） 非常時操作手順書（徴候ベース）及び非常時操作手順書（シビアアクシデント）で使用する設備に対しての個別の操作内容を定めた手順 	— (比較対象なし)	<ul style="list-style-type: none"> 泊は、重大事故等対策に使用する設備毎の個別手順書を運転手順書ではなく発電所対策本部用手順書に整備している。 泊の重大事故等時に運転員が使用する「故障及び設計基準事象に対処する運転手順書」「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書（安全機能ベース・事象ベース）」「炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書」には、有効性評価で期待する設備や第1優先で使用する設備の操作内容を定めている。 上記の運転手順書と発電所対策本部用手順書に整備する設備毎の個別手順書は紐づけしており、第2優先以降で使用する設備を操作する必要がある場合は、紐づけしている発電所対策本部用手順書を使用し操作することができる。 【例：比較表1.0-47ページ】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

差異理由番号	項目	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
18	教育及び訓練の頻度	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対処する要員に対し必要な教育及び訓練を年1回以上実施し、評価することにより、力量が維持されていることを確認する。 重大事故等に対処する要員が力量の維持及び向上を図るためには、各要員の役割に応じた教育及び訓練を受ける必要がある。各要員の役割に応じた教育及び訓練を計画的に繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。 重大事故等に対処する要員の力量評価の結果に基づき教育及び訓練の有効性評価を行い、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対処する要員に対し必要な教育及び訓練項目を年1回以上実施し、評価することにより、力量が維持されていることを確認する。 重大事故等に対処する要員が力量の維持及び向上を図るためには、各要員の役割に応じた複数の教育及び訓練項目を受ける必要がある。複数の教育及び訓練項目において手順が類似する項目については、年1回以上、毎年繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。 複数の教育及び訓練項目において手順の類似がない項目については、年2回以上実施する。その方法は、当該手順の単純さ、複雑さの特徴を踏まえ、力量の維持及び向上に有効な方法にて実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 泊は、複数の教育及び訓練項目において類似があるものは年1回以上、類似がないものは年2回以上としている。大飯と相違なし。 女川は、教育及び訓練の有効性評価を行い、力量維持が困難と判断されれば、実施頻度を年1回から年2回に変更する、としている。 実施頻度の設定の考え方は異なるが、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度、内容で計画的に実施することにより重大事故等に対処する要員の力量の維持及び向上を図る方針であることに相違なし。 <p>【例：比較表1.0-53ページ】</p>
19	体制の相違	<p>発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に統括を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。</p>	<p>発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、号炉ごとにあらかじめ定めた又は発電所対策本部長が指名した指揮者の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転号炉と停止号炉に統括を配置し、運転操作への助言、可搬型SA設備を用いた対応等の統括を行う。 泊は、各号炉に指揮者を配置し、各号炉の情報収集、事故対策の検討を行う。 <p>【例：比較表1.0-24ページ】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

差異理由番号	項目	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の理由
20	発電所対策本部の体制が確立するまでの初動体制	<p>重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、重大事故等に対処する要員として、発電所内に重大事故等対策要員（2号炉運転員7名を含む。）30名、1号及び3号炉運転員8名、火災発生時の初期消火活動に対応するための初期消火要員（消防車隊）6名の合計44名を確保する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために、原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者及び通報連絡を行う通報連絡者の災害対策本部要員3名、運転操作指揮、運転操作指揮補佐及び運転操作対応を行う運転員6名、運転支援活動、電源復旧活動、注水活動及びガレキ撤去活動を行う災害対策要員9名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）15名及び火災発生時の初期消火活動に対応するための消火要員8名の合計41名を確保する。</p> <p>なお、上記とは別に1号炉及び2号炉の対応を行う1号炉及び2号炉の運転員3名を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 泊3号は、役割毎に要員を細分化し、その要員数を記載した。 1,2号運転員についての記載は、大飯3,4設置許可申請書(令和2年12月現在)と相違なし。 泊の初動体制は、発電課長(当直)が運転員及び可搬型SA設備を扱う災害対策要員に指示しSA対策を行う体制であり、夜間・休日等、発電所対策本部体制が確立する前であっても、確実かつ迅速にSA対応が可能な体制としている。 また、災害対策要員は、可搬型大型送水ポンプ車による水源の確保等を行う有効性評価で期待している重大事故等対応の中核を担う要員であり、必要な教育訓練に加え、日頃から可搬型SA設備に精通させるため、可搬型SA設備の巡視点検、定期試験や日常保守も担うSA対応の専任要員として、運転員同様24時間交代勤務体制（4班2交替+通常勤務を行う1つの班の計5班体制）としている。 さらに、緊急時対策所の電源確保、環境モニタリング等、事故収束のサポートを行う災害対策要員(支援)を初動要員として15名確保し、SA設備だけでなく、自主対策の設備の準備等も初動要員で対応可能な体制としている。 <p>【例：比較表1.0-26ページ】</p>
	参集要員	<p>また、参集する重大事故等対策要員として、被災後1時間を目途に4名、被災後12時間を目途に50名を確保する。</p>	<p>また、参集する発電所災害対策要員として、被災後3時間を目途に給油活動を行う要員2名、被災後12時間を目途に27名を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参集する要員について、女川は、総括責任者（副原子力防災管理者）の指揮の下、運転員及び重大事故等対応要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図ることとしており、SA対応を行う運転員及び重大事故等対応要員を指揮するため対策本部の体制を強化する方針と考える。 泊は、災害対策要員のSA対応専任化及び24時間交代勤務体制（4班2交替+通常勤務を行う1つの班の計5班体制）、並びに災害対策要員(支援)の常時確保等により、初動体制の強化を図っているが、さらに発電所対策本部の体制強化を図るため、被災後12時間を目途に27名の参集要員を確保することとしている。 <p>【例：比較表1.0-63ページ】</p>
	体制及び運用の相違	<p>なお、2号炉が原子炉運転中においては、運転員を7名とし、原子炉運転停止中※2においては、運転員を5名とし合計42名を確保する。</p> <p>※2 発電用原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が100℃未満）及び燃料交換の期間</p>	<p>使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間においては、運転員を5名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）を14名とし合計39名を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 泊では、要員数を変更する条件が原子炉運転停止中ではなく、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間としており、その際の有効性評価及び大規模損壊の対応に必要な要員数を記載した。 <p>【例：比較表1.0-63ページ】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

- 差異識別の省略（以下については、表現の相違であり差異なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
・1号炉及び3号炉	・1号炉及び2号炉【例：比較表1.0-1ページ】
・原子炉圧力容器	・原子炉容器【例：比較表1.0-1ページ】
・第1表	・表1.0.1【例：比較表1.0-2ページ】
・切替え	・切替【例：比較表1.0-6ページ】
・切り替える	・切替える
・がれき	・ガレキ【例：比較表1.0-12ページ】
・すべり	・滑り【例：比較表1.0-12ページ】
・運転操作手順書	・運転手順書【例：比較表1.0-13ページ】
・全て	・すべて【例：比較表1.0-14ページ】
・2号炉	・3号炉【例：比較表1.0-14ページ】
・第2表	・表1.0.2【例：比較表1.0-20ページ】
・位置付け	・位置づけ【例：比較表1.0-55ページ】
・使用済燃料プール	・使用済燃料ピット【例：比較表1.0-60ページ】

- 記載表現、名称の相違等（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
・発電課長	・発電課長（当直）	名称の相違
・重大事故等対策要員	・発電所災害対策要員	名称の相違
・警報処置運転手順書	・警報に対処する運転手順書	手順名称の相違
・非常時操作手順書（シビアアクシデント）	・炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書	手順名称の相違
・非常時操作手順書（徴候ベース）	・炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書	手順名称の相違
・非常時操作手順書（イベントベース）	・炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書	手順名称の相違
・放射線管理班	・放管班	名称の相違
・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）	・夜間・休日	記載表現の相違
・安全パラメータ表示システム（SPDS）	・データ収集計算機及びデータ表示端末	設備名称の相違
・無線連絡設備	・トランシーバ	設備名称の相違
・可搬型照明	・可搬型の照明装置	設備表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

4. その他

4-1) 防潮堤の位置、構造及び設計方針の変更並びにそれに伴う発電所の運用変更による資料への反映

- 防潮堤の再構築にともない屋外アクセスルートを設定変更する。そのため、設定した屋外アクセスルートに対し、外部事象に対する影響評価及び屋外アクセスルート復旧作業を含めた有効性評価の作業の成立性を確認する必要がある。これらの影響については、防潮堤の海側線形を変更することなく屋外アクセスルートが成立することについて、「添付資料 1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」（後日提出）に反映する。
- 予備品を復旧作業場所へ移動させるルートについて、防潮堤の再構築に伴い屋外アクセスルートを設定変更していることから、「添付資料 1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について」に反映した。
- 防潮堤の再構築に伴い構内入構ルートが変更となることから、防潮堤の海側線形を変更することなく、外部からの支援が成立することについて、「添付資料 1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」（後日提出）及び「添付資料 1.0.10 重大事故等時の体制について」の別紙7（後日提出）に反映する。
- 前兆事象の確認を踏まえた事前の対応手順の整備について、防潮堤の再構築に伴い屋外アクセスルート及び構内入構ルートが変更となっていることから、防潮堤の海側線形を変更することなく、津波発生時に高台等へ避難することができることを「添付資料 1.0.8 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について」に反映した。
- 複数号炉の同時被災への対応について、屋外配備している可搬型設備を保管場所から使用箇所までの運搬する経路が変更となることから、防潮堤の海側線形を変更することなく可搬型設備を用いた作業が成立することについて「添付資料 1.0.16 重大事故等の発生時における停止号炉の影響について」に反映した。
- 要員の招集について、防潮堤の再構築に伴い構内入構ルートが変更となることから、防潮堤の海側線形を変更することなく要員の参集が成立することについて、「添付資料 1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」（後日提出）及び「添付資料 1.0.10 重大事故等時の体制について」の別紙7（後日提出）に反映する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉施設において、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。 なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。</p> <p>【要求事項の解釈】 要求事項の規定については、以下のとおり解釈する。 なお、本項においては、要求事項を満たすために必要な措置のうち、手順等の整備が中心となるものを例示したものである。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力には、以下の解釈において規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備される設備の運用手順等についても当然含まれるものであり、これらを含めて手順書等が適切に整備されなければならない。</p> <p>また、以下の要求事項を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものではなく、要求事項に照らして十分な保安水準が達成できる技術的根拠があれば、要求事項に適合するものと判断する。</p> <p>東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた設備強化等の重大事故等対策に加え、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における以下の重大事故等対処設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し、運用面での対策を行う。また、1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提とする。</p>	<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉施設において、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。 なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。</p> <p>【要求事項の解釈】 要求事項の規定については、以下のとおり解釈する。 なお、本項においては、要求事項を満たすために必要な措置のうち、手順等の整備が中心となるものを例示したものである。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力には、以下の解釈において規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備される設備の運用手順等についても当然含まれるものであり、これらを含めて手順書等が適切に整備されなければならない。</p> <p>また、以下の要求事項を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものではなく、要求事項に照らして十分な保安水準が達成できる技術的根拠があれば、要求事項に適合するものと判断する。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた重大事故等対策の設備強化等の対策に加え、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合における以下の重大事故等対処設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し、当該事故等に対処するために必要な手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備等運用面での対策を行う。また、1号及び3号炉の原子炉圧力容器に燃料が装荷されていないことを前提とする。</p>	<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉施設において、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。 なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。</p> <p>【要求事項の解釈】 要求事項の規定については、以下のとおり解釈する。 なお、本項においては、要求事項を満たすために必要な措置のうち、手順等の整備が中心となるものを例示したものである。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力には、以下の解釈において規定する内容に加え、設置許可基準規則に基づいて整備される設備の運用手順等についても当然含まれるものであり、これらを含めて手順書等が適切に整備されなければならない。</p> <p>また、以下の要求事項を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものではなく、要求事項に照らして十分な保安水準が達成できる技術的根拠があれば、要求事項に適合するものと判断する。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた設備強化等の重大事故等対策に加え、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合における以下の重大事故等対処設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し、当該事故等に対処するために必要な手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備等運用面での対策を行う。また、1号及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提とする。</p>	<p>【大飯】審査基準改正に伴う相違</p> <p>【大飯】審査基準改正に伴う相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川と同様)</p> <p>【大飯】審査基準改正に伴う相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・運用面での対策の内容を記載。(女川と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>「1. 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「2.1 可搬型設備等による対応」は、「1. 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模損壊が発生した場合の様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模損壊が発生した場合に対処する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処するための体制において技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「原子炉等規制法」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的能力審査基準」という。）で規定する内容に加え、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第10.1表（設置変更許可申請書）に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。整備する手順書については「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力1.1から1.19」にて補足する。</p>	<p>「1. 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「2.1 可搬型設備等による対応」は「1. 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模な損壊が発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模な損壊が発生した場合の対応を実施する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、技術的能力の審査基準で規定する内容に加え、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した第1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。</p>	<p>「1. 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「2.1 可搬型設備等による対応」は、「1. 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模損壊が発生した場合の様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模損壊が発生した場合に対処する。</p> <p>また、重大事故等又は大規模損壊に対処するための体制において技術的能力を維持管理していくために必要な事項を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」で規定する内容に加え、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した表1.0.1に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。整備する手順書については、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力1.1から1.19」にて補足する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>1. 重大事故等対策</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 切替えの容易性</p> <p style="margin-left: 20px;">b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 予備品等の確保</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 保管場所</p> <p style="margin-left: 20px;">c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 手順書の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 教育及び訓練の実施</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 体制の整備</p>	<p>1. 重大事故等対策</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 切替えの容易性</p> <p style="margin-left: 20px;">b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 予備品等の確保</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 保管場所</p> <p style="margin-left: 20px;">c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 手順書の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 教育及び訓練の実施</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 体制の整備</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 切替えの容易性</p> <p style="margin-left: 20px;">b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 予備品等の確保</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 保管場所</p> <p style="margin-left: 20px;">c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 手順書の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 教育及び訓練の実施</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 体制の整備</p>	<p>1. 重大事故等対策</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 切替の容易性</p> <p style="margin-left: 20px;">b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 予備品等の確保</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 保管場所</p> <p style="margin-left: 20px;">c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 手順書の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 教育及び訓練の実施</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 体制の整備</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 切替の容易性</p> <p style="margin-left: 20px;">b. アクセスルートの確保</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 予備品等の確保</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 保管場所</p> <p style="margin-left: 20px;">c. アクセスルートの確保</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 手順書の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 教育及び訓練の実施</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 体制の整備</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・目次を詳細に記載。（女川と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
添付資料1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に係る切替えの容易性について	添付資料 1.0.1 本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について	添付資料1.0.1 本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切替えの容易性について	【大飯】記載方針の相違(女川と同様) 【大飯】記載表現の相違(女川と同様)
添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて	添付資料 1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて	添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて（後日提出）	
添付資料1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について	添付資料 1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について	添付資料1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について	
添付資料1.0.4 外部からの支援について	添付資料 1.0.4 外部からの支援について	添付資料1.0.4 外部からの支援について	
添付資料1.0.5 重大事故等対策に係る文書体系	添付資料 1.0.5 重大事故等への対応に係る文書体系	添付資料1.0.5 重大事故等対策に係る文書体系	
添付資料1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について	添付資料 1.0.6 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について	添付資料1.0.6 重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について	
添付資料 1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について	添付資料 1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について	添付資料1.0.7 有効性評価における重大事故等対応時の手順について	
添付資料1.0.8 大津波警報発令時の原子炉停止操作等について	添付資料 1.0.8 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について	添付資料1.0.8 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について	【大飯】審査基準改正に伴う修正 ・泊は、技術的能力審査基準改正に伴い、前兆事象を確認した時点での事前の対応の例として、降下火災物の到達が予想されるときの手順について添付資料1.0.8に追記したため、添付資料1.0.8の資料名称を変更している。(女川と同様)
添付資料1.0.9 重大事故等対策に係る教育及び訓練について	添付資料 1.0.9 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について	添付資料1.0.9 重大事故等対策に係る教育及び訓練について	
添付資料1.0.10 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制について	添付資料 1.0.10 重大事故等時の体制について	添付資料1.0.10 重大事故等時の体制について	【大飯】記載方針の相違(女川と同様)
添付資料1.0.11 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の発電用原子炉主任技術者の役割等について	添付資料 1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について	添付資料1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割等について	【大飯】記載方針の相違(女川と同様)
添付資料1.0.12 東京電力福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について	添付資料 1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について	添付資料1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
添付資料1.0.13 重大事故等対策要員の作業時における装備について	添付資料 1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について	添付資料1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について	【大飯】名称の相違(女川と同様)
添付資料1.0.14 技術的能力対応手段と運転手順書との関連表	添付資料 1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表	添付資料1.0.14 技術的能力対応手段と運転手順書との関連表	
添付資料1.0.15 原子炉格納容器の設計圧力、温度に近い状態が長期にわたる場合の体制の整備について	添付資料 1.0.15 原子炉格納容器の長期にわたる状態維持に係る体制の整備について	添付資料1.0.15 原子炉格納容器の圧力及び温度が通常運転時よりも高い状態が長期にわたる場合の体制の整備について	【大飯】資料名称の相違(伊方と同様)
添付資料1.0.16 重大事故等の発生時における停止号炉の影響について	添付資料 1.0.16 重大事故等時における停止号炉の影響について	添付資料1.0.16 重大事故等の発生時における停止号炉の影響について	
添付資料1.0.17 炉心に燃料が無い期間を考慮した体制（要員の整理）について		添付資料1.0.17 設計基準事象及び重大事故等対応における1次冷却材温度変化率の制限適用の考え方について	【大飯】記載方針の相違 ・泊3号審査会合指摘事項に対する回答資料をまとめ資料として添付している。
		添付資料1.0.18 重大事故等時の初動対応体制の強化等について	【大飯】記載方針の相違 ・泊3号審査会合説明資料をまとめ資料として添付し、使用済燃料ピットにのみ燃料体を貯蔵している期間の体制を説明している。
		添付資料1.0.19 重大事故等時における単独操作について	【大飯】記載方針の相違 ・泊3号ヒアリング指摘事項に対する回答資料をまとめ資料として添付している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方 (1) 重大事故等対処設備に係る事項 a. 切替えの容易性 本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統状態から弁操作又は工具等の使用により切り替えられるようにして当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を整備するとともに、確実に実行できるよう訓練を実施する。</p>	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方 (1) 重大事故等対処設備に係る事項 a. 切替えの容易性 本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えられるように、当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順を整備するとともに、確実に実行できるよう訓練を実施する。</p>	<p>1.0.1 重大事故等への対応に係る基本的な考え方 (1) 重大事故等対処設備に係る事項 a. 切替えの容易性 本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切り替えられるように当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を整備するとともに、確実に実行できるよう訓練を実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・技術的能力審査基準の記載と整合させた。（女川と同様） 【女川】設備の相違(差異理由1)</p>
<p>b. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。 屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するため、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬又は移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮し、外部人為事象に対して飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び重大事故等時の高線量下を考慮する。</p>	<p>b. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。 屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p>	<p>b. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。 屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p>	<p>「b. アクセスルートの確保」に関して、技術的能力1.0添付資料1.0.2「可搬型重大事故等保管場所及びアクセスルートについて」は比較対象プラントを女川2号炉及び島根2号炉としていることから、本項目については女川2号炉と比較する。 大飯3/4号炉は比較対象としていないことから、マーキング()を施している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>考慮すべき自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>また、外部人為事象のうち、飛来物（航空機落下）に対しては防護設計の要否判断の基準を超えないこと、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災に対しては該当する施設がないこと、ダム崩壊に対しては近傍にダムがないこと、船舶の衝突に対しては敷地配置により、電磁的障害に対しては道路及び通路が直接影響を受けることはないことから、屋外及び屋内アクセスルートへの影響はない。</p> <p>生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けない。</p> <p>万一、これらの影響を受けないとしている現象について、対応が必要となった場合においても、洪水、高潮及びダム崩壊に対しては、津波と同様に対応し、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災に対しては、森林火災と同様に対応する。</p>	<p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p>	<p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>なお、可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルート¹の状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状況確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンク、重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外アクセスルートに対する、地震による影響（周辺構造物の損壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり）、津波による影響、その他の自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、積雪及び降灰）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルート²を確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管及び使用し、それを運転する要員を確保する。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルート³を確保する。</p> <p>津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルート⁴を確保する。</p> <p>想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>屋外アクセスルートについては、考慮すべき自然現象のうち落雷、凍結及び森林火災、外部人為事象のうち近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルート⁵を確保する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルート¹の状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり並びに地下構造物の損壊）、風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルート²を確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ等の重機³を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルート⁴を確保する。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁⁵で防護することにより、複数のアクセスルート⁶を確保する。</p> <p>屋外アクセスルートは、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルート⁷を確保する。</p> <p>有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具の装備により通行に影響はない。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルート¹の状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、代替非常用発電機、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり並びに地下構造物の損壊）、風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルート²を確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機³を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルート⁴を確保する。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤⁵で防護することにより、複数のアクセスルート⁶を確保する。</p> <p>屋外アクセスルートは、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突⁷に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルート⁸を確保する。</p> <p>有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具の装備により通行に影響はない。</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また、想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・泊は船舶の衝突について迂回路も考慮した複数のアクセスルート⁸を確保する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>屋外アクセスルートの周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回又はブルドーザによる段差解消対策により対処する。</p>	<p>また、想定される自然現象のうち、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。</p> <p>森林火災については通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する。</p> <p>洪水、地滑り及びダム崩壊については立地的要因により設計上考慮する必要はない。 なお、落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、生物学的事象に対しては容易に排除可能であり、船舶の衝突に対してはカーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されること、電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートの周辺構造物等の損壊による障害物については、ブルドーザ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。</p> <p>液状化、揺すり込みによる不等沈下及び地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は碎石による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。</p> <p>想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、ブルドーザに積載した角材と土のうによる段差解消対策により、通行性を確保する。</p>	<p>また、想定される自然現象のうち、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。</p> <p>森林火災については通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する。</p> <p>地滑りについては、地滑りの影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>洪水及びダム崩壊については立地的要因により設計上考慮する必要はない。 なお、落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、生物学的事象に対しては容易に排除可能であり、電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートの周辺構造物等の損壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>液状化、揺すり込みによる不等沈下及び地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は、あらかじめ段差緩和対策を実施する。</p> <p>想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、バックホウによる段差箇所の復旧により、通行性を確保する。</p>	<p>【女川】対応方針の相違 ・泊は地滑りについて影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・泊は船舶の衝突について迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また、想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・泊は周辺斜面の崩壊が発生した場合に、ホイールローダを用いて崩壊土砂を撤去し、可搬型設備の通行性を確保する。</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・段差に対するアクセスルートの通行性確保方法の相違。</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・想定を上回る段差時の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>アクセスルート上の台風及び竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行う。</p> <p>なお、想定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内のアクセスルートは、地震、津波、その他の自然現象による影響及び外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>屋内のアクセスルート上には、転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することでアクセスルートを通行する。</p> <p>アクセスルートの確保に当たっては、アクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施すること及び万一の際には迂回することにより通行性を確保する。</p>	<p>屋外アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物に対しては、ブルドーザによる撤去を行い、積雪又は火山の影響に対しては、ブルドーザによる除雪又は除灰を行う。また、凍結及び積雪に対して、アクセスルートへの融雪剤配備、車両の常時スタッドレスタイヤ装着並びに急勾配箇所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保する。</p> <p>なお、想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内アクセスルートは、地震、津波及びその他想定される自然現象による影響並びに発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時に必要となる現場操作を実施する場所まで移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止処置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することにより、屋内アクセスルートを通行する。</p>	<p>屋外アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物に対しては、ホイールローダによる撤去を行い、積雪又は火山の影響に対しては、ホイールローダによる除雪又は除灰を行う。また、凍結及び積雪に対して、アクセスルートについては融雪剤及びすべり止め材を配備し、車両についてはスタッドレスタイヤ等を装着することにより通行性を確保する。</p> <p>なお、想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せてその他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内アクセスルートは、地震、津波及びその他想定される自然現象による影響並びに発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時に必要となる現場操作を実施する場所まで移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止処置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することにより、屋内アクセスルートを通行する。</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。 【女川】対応方針の相違 ・泊は路面凍結用タイヤとしてスパイクタイヤも配備する。 ・道路構造令に示されている20km/hでの走行における道路の設計勾配が9～12%以下とされていることを参考とし、泊には9%を超える勾配箇所がないことから、すべり止め舗装は行っていない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備及びアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	<p>屋外及び屋内のアクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p>	<p>屋外及び屋内のアクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</p>	
<p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等発生時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>重大事故等発生後の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点^青を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品等の確保に努める。</p>	<p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能回復を図ることが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品をあらかじめ確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。</p>	<p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。</p> <p>a. 予備品等の確保</p> <p>重大事故等発生後の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。</p> <p>事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能を回復することが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期的には重大事故等対処設備により対応を行い、その後の事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。 復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 <p>なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品等の確保に努める。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違(女川と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザ、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他の作業環境を想定した資機材を確保する。</p> <p>b. 保管場所 予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管する。</p> <p>c. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。 設備の復旧作業に支障がないよう、複数のアクセスルートを確保する等、(1)b. アクセスルートの確保と同じ運用管理を実施する。</p>	<p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器、その他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。</p> <p>b. 保管場所 予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。</p> <p>c. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、「1.0.1(1)b. アクセスルートの確保」と同じ実効性のある運用管理を実施する。</p>	<p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのホイールローダ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他の作業環境を想定した資機材を確保する。</p> <p>b. 保管場所 予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮して保管する。</p> <p>c. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。 設備の復旧作業に支障がないよう、複数のアクセスルートを確保する等、「1.0.1(1)b. アクセスルートの確保」と同じ運用管理を実施する。</p>	<p>【大飯・女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のアクセスルート復旧作業は「崩壊土砂撤去」であることから、この作業に最適な可搬型設備としてホイールローダを選定している。また、想定を上回る段差が発生した場合の段差復旧のためにバックホウを配備する。
<p>(3) 支援に係る事項 重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された重大事故等対処設備、予備品及び燃料等の手段により、重大事故等対策を実施し、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。 また、関係機関等と協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、協力体制が整い次第、プラントメーカー及び建設会社からは設備の設計根拠、機器の詳細な情報、事故収束手段及び復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測及び放射線影響予測等の評価結果の情報提供、並びに事故収束及び復旧対策活動に必要な要員の支援、燃料供給会社からは燃料の供給並びに迅速な物資輸送を可能とするとともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める。</p>	<p>(3) 支援に係る事項 重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）により、重大事故等対策を実施し、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。 関係機関等と協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、協力体制が整い次第、プラントメーカー及び協力会社からは、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料供給会社からは燃料の供給を受けられるようにする。 なお、資機材等の輸送に関しては、迅速な物資輸送を可能とするとともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める。</p>	<p>(3) 支援に係る事項 重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された重大事故等対処設備、予備品及び燃料等の手段により、重大事故等対策を実施し、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。 また、関係機関等と協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、協力体制が整い次第、プラントメーカー及び建設会社からは設備の設計根拠及び機器の詳細な情報、事故収束手段及び復旧対策等の提供、協力会社からは事故収束及び復旧対策活動に必要な要員の支援、燃料供給会社からは燃料の供給、運送会社等からは迅速な物資輸送を可能とするとともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める。</p>	<p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力会社所掌の支援内容の相違(伊方と同様) 【大飯】記載表現の相違 ・物資輸送に係る記載について、後段の1.0.2(3)項(1.0-41ページ)における記載と整合させた。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与、環境放射線モニタリングの支援を受けられるほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のための遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援及び提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けることができるように支援計画を定める。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品及び燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるように事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服及びその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p>	<p>他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する要員及び発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を定める。</p> <p>発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料等の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるように事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料その他の消耗品及び放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p>	<p>他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与、環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援及び提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けることができるように支援計画を定める。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、主要な設備の取替部品及び燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い、継続的に重大事故等対策を実施できるように事故発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服及びその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内に保管し、すぐに活用できるものを予備品とし、発電所外に保管するのは別名称(主要な設備の取替部品)と記載する。(伊方と同様)
<p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等発生時に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。</p>	<p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員及び初期消火要員（消防車隊）（以下「重大事故等に対処する要員」という。）を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように手順書を整備する。</p> <p>また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）並びに重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。</p>	<p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、発電所災害対策要員並びに1号炉及び2号炉運転員（以下「重大事故等に対処する要員」という。）を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所の原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）及び発電所対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。</p>	<p>【女川】体制の相違(差異理由2)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確保する要員の内訳を記載した。また、発電所災害対策要員及び1, 2号運転員を「重大事故等に対処する要員」と定義した。(女川と同様) <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由3)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>(a) すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は3号炉及び4号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、手順を整備する。</p> <p>原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるよう、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を整備する。</p> <p>具体的には、第10.1表(設置変更許可申請書)に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、判断基準を明確にした手順を以下のとおり整備する。</p> <p>炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるよう判断基準を明確にした手順を整備する。</p>	<p>(a) 全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で2号炉の発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる。</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるように、パラメータを計測する計器故障又は計器故障が疑われる場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書に整備する。</p> <p>具体的には、第1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるように、あらかじめ判断基準を明確にした手順を以下のとおり運転操作手順書又は発電所対策本部用手順書に整備する。</p> <p>原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるように判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注入を行えるように判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>原子炉格納容器圧力が限界圧力に達する前又は原子炉格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に原子炉格納容器フィルタベント系等の使用が行えるように判断基準を明確にした手順を発電所対策本部用手順書に整備する。</p>	<p>(a) すべての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で3号炉の発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、運転手順書及び発電所対策本部用手順書にまとめる。</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処できるよう、パラメータを計測する計器故障又は計器故障が疑われる場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転手順書に整備する。</p> <p>具体的には、表1.0.1に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、あらかじめ判断基準を明確にした手順を以下のとおり運転手順書又は発電所対策本部用手順書に整備する。</p> <p>炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、迷うことなく海水注水を行えるよう判断基準を明確にした手順を整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(差異理由2) ・同時被災に対しては、停止中号炉を考慮して「複数号炉」と記載。また、審査対象号炉である「3号炉」を記載した。(女川と同様) 【大飯】記載方針の相違(差異理由3) ・泊は具体的な手順書名を記載した。(女川と同様) ・大飯は、1.0.2項に具体的な手順書名を記載している。 【大飯】記載表現の相違(女川と同様) 【大飯】記載方針の相違(差異理由3) 【女川】手順書の構成の相違(差異理由6) 【大飯】記載表現の相違(女川と同様) 【大飯】記載方針の相違(差異理由3) 【女川】設備の相違(差異理由7) 【女川】設備の相違(差異理由8) 【大飯】記載表現の相違 【女川】設備の相違(差異理由9)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>重大事故等対策時において、設計基準事故に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できるよう判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>(c) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長はあらかじめ方針を示す。 重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を運転手順書に整備する。 重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において重大事故等対策を実施する際に、発電所の緊急時対策本部長が、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針にしたがった判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を緊急時対策本部手順書に整備する。</p> <p>(d) 重大事故等対策時に使用する手順書として、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて実効的に重大事故等対策を実施するため、運転員用及び支援組織用の手順書を適切に定める。</p>	<p>全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないことを明確にした手順を整備する。</p> <p>(c) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという共通認識を持って行動できるように、社長はあらかじめ方針を示す。 重大事故等時の運転操作において、発電課長が躊躇せず判断できるように、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた運転操作手順書を整備し、判断基準を明記する。 重大事故等時の警戒対策本部又は緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）の活動において、重大事故等対策を実施する際に、発電所対策本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた発電所対策本部手順書を整備し、判断基準を明記する。</p> <p>(d) 重大事故等時に使用する手順書として、発電所内の運転員と重大事故等対策要員（運転員を除く。）が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書を適切に定める。</p>	<p>全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。</p> <p>重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないことを明確にした手順を整備する。</p> <p>(c) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持って行動できるよう、社長はあらかじめ方針を示す。 重大事故等時の運転操作において、発電課長（当直）が躊躇せず指示できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を運転手順書に整備する。 重大事故等時の発電所対策本部活動において重大事故等対策を実施する際に、発電所対策本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を発電所対策本部手順書に整備する。</p> <p>(d) 重大事故等対策時に使用する手順書として、発電所内の運転員と発電所災害対策要員（運転員を除く。）が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転手順書、発電所対策本部用手順書及び支援組織用手順書を適切に定める。</p>	<p>【女川】設備の相違(差異理由10)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川と同様) 【大飯】記載表現の相違 ・重大事故等時に使用する手順は、設計基準事故時に用いる操作の制限事項を適用しないことを明確にすることで重大事故等対策を阻害しない手順にしている。(女川と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・要員名称、手順書名称を具体的に記載(女川と同様) 【女川】手順書の構成の相違(差異理由3)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>運転手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて構成し定める。</p> <p>緊急時対策本部用手順書に、体制、通報及び緊急時対策本部内の連携等について明確にし、その中に支援組織用手順書を整備し、支援の対応等、重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>なお、運転手順書は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確にする。</p> <p>事故発生時は、故障及び設計基準事故に対処する運転手順書により事象判別及び初期対応を行う。</p> <p>多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する事象ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>事象判別及び初期対応を行っている場合又は事象ベースの運転手順書にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する安全機能ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>ただし、原因が明確でかつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの運転手順書には移行せず、その原因に対する事象ベースの運転手順書を優先する。</p> <p>多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障及び設計基準事故に対処する運転手順書に戻り処置を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する運転手順書による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書に移行し対応処置を実施する。</p>	<p>運転操作手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて構成し定める。</p> <p>発電所対策本部は、運転員からの要請あるいは発電所対策本部の判断により、運転員の事故対応の支援を行う。発電所対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。</p> <p>運転操作手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるように、移行基準を明確にする。</p> <p>異常又は事故発生時は、警報処置運転手順書により初期対応を行う。</p> <p>警報処置運転手順書による対応において事象が進展した場合には、警報処置運転手順書から非常時操作手順書（イベントベース）に移行する。</p> <p>また、原子炉停止中において、警報処置運転手順書による対応中に非常時操作手順書（プラント停止中）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（プラント停止中）に移行する。</p> <p>警報処置運転手順書及び非常時操作手順書（イベントベース）による対応中は、パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能及び原子炉格納容器の健全性）を常に監視し、あらかじめ定めた非常時操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合には、非常時操作手順書（徴候ベース）に移行する。</p> <p>ただし、非常時操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラム時の確認事項等、非常時操作手順書（イベントベース）に具体的内容を定めている対応については非常時操作手順書（イベントベース）を参照する。</p> <p>異常又は事故が収束した場合は、非常時操作手順書（徴候ベース）に従い復旧の措置を行う。</p> <p>非常時操作手順書（徴候ベース）による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、非常時操作手順書（シビアアクシデント）に移行する。</p>	<p>運転手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて構成し定める。</p> <p>発電所対策本部用手順書に、体制、通報及び発電所対策本部内の連携等について明確にし、その中に支援組織用手順書を整備し、支援の対応等、重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確にした手順を定める。</p> <p>なお、運転手順書は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう移行基準を明確にする。</p> <p>事故発生時は、故障及び設計基準事象に対処する運転手順書により事象判別並びに初期対応を行う。</p> <p>多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事象ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>事象判別並びに初期対応を行っている場合又は事象ベースの運転手順書にて事故対応操作中は、安全機能パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能、蒸気発生器の除熱機能、原子炉格納容器の健全性、放射性物質の放出防止及び1次系保有水の維持）を常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立した場合は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する安全機能ベースの運転手順書に移行する。</p> <p>ただし、原因が明確でかつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの運転手順書には移行せず、その原因に対する事象ベースの運転手順書を優先する。</p> <p>多重故障が解消され安全機能が回復した場合は、故障及び設計基準事象に対処する運転手順書に戻り処置を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書に移行し対応処置を実施する。</p>	<p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由3)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由4) ・泊は、運転時の異常な過渡変化も含めた表現として、「設計基準事象」と記載した。 (伊方と同様)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由4)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由5)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由4)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・安全機能パラメータの具体的な内容について記載した。(女川と同様)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由14, 15)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由15) 【大飯】記載方針の相違(差異理由4)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由16)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>(e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、運転手順書に明記する。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけ運転手順書に明記する。</p> <p>通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法を運転手順書に明記する。なお、記録が必要なパラメータ及び直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定し、運転手順書に明記する。</p> <p>また、重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を手順書に整理する。</p> <p>有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、運転手順書に整理する。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、発電所緊急時対策本部要員（以下「緊急時対策本部要員」という。）が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報とし、支援組織用手順書に整理する。</p>	<p>(e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書に明記する。</p> <p>重大事故等に対処するため、発電用原子炉施設の状態を直接監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書に整理する。</p> <p>整理に当たっては、記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を発電所対策本部用手順書に明記する。なお、発電用原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を発電所対策本部用手順書に明記する。</p> <p>重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監視パラメータ等を発電所対策本部用手順書に整理する。</p> <p>有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、運転操作手順書に整理する。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、重大事故等対策要員（運転員を除く。）が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報とし、発電所対策本部用手順書に整理する。</p>	<p>(e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、運転手順書に明記する。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけ運転手順書に明記する。</p> <p>通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法を運転手順書に明記する。なお、記録が必要なパラメータ及び直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定し、運転手順書に明記する。</p> <p>また、重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を運転手順書又は支援組織用手順書に整理する。</p> <p>有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報として運転手順書に整理する。</p> <p>また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、発電所災害対策要員（運転員を除く。）が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報として支援組織用手順書に整理する。</p>	<p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由6)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由6)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由6)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由6)</p> <p>【女川】手順書の構成の相違(差異理由3, 6)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由3)</p> <p>【大飯】名称の相違</p> <p>手順書の構成の相違(差異理由3)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>(f) 前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発令された場合、原則として原子炉を停止し、冷却操作を行う手順を整備する。</p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p>	<p>(f) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発表された場合、原則として発電用原子炉を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。また、引き波により取水ピット水位がタービン補機冷却海水ポンプの取水可能水位より低下した場合等、発電用原子炉の運転継続に支障がある場合に、発電用原子炉を手動停止する手順を整備する。</p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p>	<p>(f) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>大津波警報が発表された場合、原則として発電用原子炉を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。</p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故も含めたものとして「重大事故等」と記載した。（女川と同様） <p>【女川】設備の相違(差異理由11)</p>
<p>伊方発電所 原子炉設置変更許可申請書(3号炉完本) 令和2年9月現在</p>	<p>女川原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和3年12月16日、有毒ガス防護に係る設計方針等の変更)</p>		<p>有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関しては、まとめ資料「中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」と同様に伊方及び女川と比較する。</p>
<p>(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p>	<p>(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。</p>	<p>(g) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。</p>	<p>【伊方・女川】記載表現の相違(以下、差異理由を省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の発電所災害対策要員は、3号炉運転員、災害対策本部要員等、発電所にて原子力災害対応を行う要員の総称であり、有毒ガス発生時の防護の対象者については差異なし。 <p>【伊方】記載方針の相違(差異理由5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術的能力審査基準において、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関する要求事項は、手順書の整備に係る解釈、体制の整備に係る解釈にそれぞれ記載されていることから、泊まとめ資料は基準の記載に合わせ、手順書の整備に係る項目、体制の整備に係る項目にそれぞれ基準適合方針を記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>固定源に対しては、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を整備する。</p>	<p>固定源及び可動源に対しては、運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、発電課長等に連絡し、発電課長等は連絡責任者を經由して通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p>	<p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、発電課長（当直）に連絡し、運転員は通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p>	<p>【伊方・女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は固定源及び可動源の読み替えを本項にて記載。 【女川】設計方針の相違 ・女川は調査の結果、敷地内可動源がないが、泊は敷地内可動源に対して評価によらず防護措置を取ることとしたことによる相違。（伊方とは相違なし） <p>【伊方・女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、初動対応において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員として、夜間・休日において発電所近傍に常駐する災害対策本部要員を防護対象者としている。（伊方と同様） ・詳細はDB26条まとめ資料にて整理。 【伊方】記載方針の相違（差異理由5） <p>【伊方】名称の相違</p> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は運転員が通信連絡設備により発電所内の要員に周知する。（伊方と同様）
<p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>運転員（当直員）、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を継続的に実施する。</p> <p>必要な力量の確保に当たっては、原則、重大事故等発生時の発電所原子力緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）の体制を通常時の組織の業務と対応するように定め、通常時の実務経験を通じて付与される力量に加え、事故時対応の知識及び技能について要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度、内容で計画的に実施することにより運転員（当直員）、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の力量の維持及び向上を図る。</p>	<p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>重大事故等に対処する要員に対して、重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。</p> <p>必要な力量の確保に当たっては、通常時の実務経験を通じて付与される力量を考慮し、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等に対処する要員の力量の維持及び向上を図る。</p>	<p>b. 教育及び訓練の実施</p> <p>重大事故等に対処する要員は、重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を継続的に実施する。</p> <p>必要な力量の確保に当たっては、原則、重大事故等時の発電所対策本部の体制を通常時の組織の業務と対応するように定め、通常時の実務経験を通じて得られる力量に加え、事故時対応の知識及び技能について重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度、内容で計画的に実施することにより重大事故等に対処する要員の力量の維持及び向上を図る。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（差異理由1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所災害対策要員及び1,2号炉運転員を重大事故等に対処する要員と定義した。（女川と同様） <p>【大飯】記載方針の相違（差異理由1）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（差異理由1）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>緊急安全対策要員の教育及び訓練の頻度と力量評価の考え方は、以下のとおりとし、この考え方に基づき教育訓練の計画を定め、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各要員に対し必要な教育及び訓練項目を年1回以上実施し、評価することにより、力量が維持されていることを確認する。 各要員が力量の維持及び向上を図るためには、各要員に応じた複数の教育及び訓練項目を受ける必要がある。複数の教育及び訓練項目で、手順が類似する項目については、年1回以上、毎年繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。 <p>重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について第10.2表(設置変更許可申請書)に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練を効率的かつ確実に実施する。</p> <p>運転員(当直員)、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の対象者については、重大事故等発生時における事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるよう、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された要員を必要人数配置する。</p> <p>重大事故等対策活動のための要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。</p> <p>(a) 重大事故等対策は、幅広い原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練等を実施する。</p>	<p>重大事故等対策における中央制御室での操作、動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、第2表に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できることを確認する。</p> <p>重大事故等に対処する要員に対して、重大事故等時における事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるように、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等に対処する要員を必要人数配置する。</p> <p>重大事故等に対処する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。</p> <p>(a) 重大事故等対策は、幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練を実施する。</p>	<p>教育及び訓練の頻度と力量評価の考え方は、以下のとおりとし、この考え方に基づき教育及び訓練の計画を定め、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対処する要員に対し必要な教育及び訓練項目を年1回以上実施し、評価することにより、力量が維持されていることを確認する。 重大事故等に対処する要員が力量の維持及び向上を図るためには、各要員の役割に応じた複数の教育及び訓練項目を受ける必要がある。複数の教育及び訓練項目において手順が類似する項目については、年1回以上、毎年繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。 <p>重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について、表1.0.2に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練を効率的かつ確実に実施する。</p> <p>重大事故等に対処する要員の教育及び訓練の対象者については、重大事故等時における事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるよう、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された重大事故等に対処する要員を必要人数配置する。</p> <p>重大事故等に対処する要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。</p> <p>(a) 重大事故等対策は、幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできる教育及び訓練を実施する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1)</p> <p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>(b) 運転員（当直員）、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の各役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるよう過酷事故の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行う。</p> <p>現場作業に当たっている緊急安全対策要員が、作業に習熟し必要な対応ができるよう、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</p> <p>重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を定期的に計画する。</p> <p>(c) 重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らも行って部品交換等の実務経験を積むこと等により原子炉施設及び予備品等について熟知する。</p> <p>(d) 事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した事故時対応訓練、夜間及び降雨並びに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を実施する。</p> <p>(e) 事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p>	<p>(b) 重大事故等に対処する要員の役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるように、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を計画的に行う。</p> <p>現場作業に当たっている重大事故等対策要員（運転員を除く。）が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</p> <p>重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画的に実施する。</p> <p>(c) 重大事故等時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、発電用原子炉施設、予備品等について熟知する。</p> <p>(d) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間、降雨、強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓練を実施する。</p> <p>(e) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備、事故時用の資機材等に関する情報及び手順書が即時に利用できるように、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書を用いた事故時対応訓練を行う。</p>	<p>(b) 重大事故等に対処する要員の各役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるよう重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行う。</p> <p>現場作業に当たっている発電所災害対策要員（運転員を除く。）が、作業に習熟し必要な対応ができるよう、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。</p> <p>重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画的に実施する。</p> <p>(c) 重大事故等時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により発電用原子炉施設、予備品等について熟知する。</p> <p>(d) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した事故時対応訓練、夜間、積雪、寒冷等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を実施する。</p> <p>(e) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びに手順書が即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書を用いた事故時対応訓練を行う。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1)</p> <p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川と同様)</p> <p>【大飯】運用の相違 ・特徴的な自然現象の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者等を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は、原子力防災体制等を発令し、要員の非常召集、通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p> <p>発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるよう、専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う。</p> <p>また、各班の役割分担、責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p>	<p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者等を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は事象に応じて警戒対策体制、第1又は第2緊急体制※1（以下「緊急体制」という。）を発令し、重大事故等対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p> <p>※1 警戒対策体制：原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制</p> <p>第1緊急体制：原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態に対処するための体制</p> <p>第2緊急体制：原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態に対処するための体制</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対処に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、組織が効率的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した機能班を構成する。</p> <p>また、各班には、役割に応じた対策の実施に関わる全責任及び事故対処に係る現場作業等の責任を有し、班員に対する具体的な作業指示及び本部への報告を行う班長を定める。指揮命令系統及び各班内の役割分担を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>これらの体制を平日勤務時間帯中だけでなく、夜間及び休日においても、重大事故等が発生した場合に速やかに対処を行うことができるように、整備する。</p> <p>複数号炉の同時被災の場合において、重大事故等対処設備を使用して2号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の被災対応ができる体制とする。</p>	<p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担、責任者等を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は、原子力防災体制等を発令し、発電所災害対策要員の非常召集、通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p> <p>発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるよう、専門性及び経験を考慮した機能班の構成を行う。</p> <p>また、各班の役割分担、責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(差異理由6)</p> <p>・泊は、非常召集する要員の名称を具体的に記載した。(女川と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合の原子力防災組織において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性が確保できる組織に配置する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故時等において、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>時間外、休日（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員は、発電用原子炉主任技術者が原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行うことができるよう、通信連絡手段により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は、その情報連絡を受け、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、連絡により発電所に非常召集する。重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に駆けつけられるよう、非常召集可能圏内に発電用原子炉主任技術者を号炉ごとに1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(b) 実施組織を、運転員等により事故拡大防止のための措置を実施する班及び応急対策の立案を実施する班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等時の発電所対策本部において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策における発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策において、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえて事故の対処方針を決定する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員は発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行うことができるように、通信連絡設備により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は得られた情報に基づき、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>2号炉の発電用原子炉主任技術者は、重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるように、早期に非常召集が可能なエリア（女川町又は石巻市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(b) 実施組織は、事故の影響緩和・拡大防止に係るプラントの運転操作を行う班（運転員を含む。）、事故の影響緩和・拡大防止に係る給水対応、電源対応、アクセスルート確保、拡散抑制対応、不具合設備の応急復旧対応及び初期消火活動を行う初期消火要員（消防車隊）を有する班で構成し、重大事故等対処を円滑に実施できる体制を整備する。</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合の原子力防災組織において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性が確保できる組織に配置する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合、重大事故等対策における発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故時において、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、災害対策本部要員は、発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行うことができるよう、通信連絡手段により必要の都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は、その情報連絡を受け、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>3号炉の発電用原子炉主任技術者は、重大事故等の発生連絡があった場合、発電所に参集する。重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に駆けつけられるよう、参集可能圏内に3号炉の発電用原子炉主任技術者又は代行者を1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(b) 実施組織は、事故拡大防止に必要な運転上の措置等を行う班（運転員を含む。）、電気設備等の状況把握、応急復旧計画の立案及び措置等を行う班、機械設備等の状況把握、応急復旧計画の立案及び措置等を行う班及び土木建築設備等の状況把握、応急復旧計画の立案及び措置等を行う班により構成し、必要な役割分担を行い重大事故等対策を円滑に実施できる体制を整備する。</p>	<p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・炉主任の号炉を記載した。（女川と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・炉主任への連絡内容を明確にした。（伊方と同様）</p> <p>【大飯】運用の相違 ・炉主任の代行者を含めて参集可能圏内に1名確保することを記載した。（伊方・女川と同様）</p> <p>【大飯】体制の相違 ・発電所の原子力防災組織における構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>(c) 実施組織は、3号炉及び4号炉において同時に重大事故等が発生した場合において以下のとおり対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、3号炉及び4号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により号炉ごとに指名した指揮者の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行う。</p> <p>緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員を発電所内及び発電所近傍に常時確保し、3号炉及び4号炉の同時被災等が発生した場合においても、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策に対応できる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任する。担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、3号炉及び4号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>3号炉及び4号炉の発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとの保安監督を誠実かつ、最優先に行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、号炉ごとに選任した発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は影響緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>(c) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に統括を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。</p> <p>複数号炉の同時被災の場合において、必要な重大事故等に対処する要員を発電所内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して2号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の被災対応ができる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>各号炉の発電用原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安の監督を誠実かつ最優先に行い、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）に保安上の指示を行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、各号炉の発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部から得られた情報に基づき、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>(c) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合において以下のとおり対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、号炉ごとにあらかじめ定めた又は発電所対策本部長が指名した指揮者の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行う。</p> <p>複数号炉の同時被災が発生した場合において、必要な重大事故等に対処する要員を発電所内及び発電所近傍に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して3号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の被災対応ができる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任する。担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>各号炉の発電用原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安の監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、号炉ごとに選任した発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は影響緩和に関し、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(差異理由2)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由2)</p> <p>【大飯】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・号炉ごとの指揮者はあらかじめ定めているが、当該の指揮者が欠けた場合には、本部長が指揮者を指名することを記載した。 <p>【女川】体制の相違(差異理由19)</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、常時確保する要員の内訳を1.0.1(4)c.(e)項(1.0-25ページ)に記載している。(女川と同様) <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由1,2)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由2)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(差異理由2)</p> <p>【大飯】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。 技術支援組織は、事故状況の把握・評価及び事故時影響緩和操作の検討を行う班、放射線・放射能の測定、状況把握及び災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う班、運営支援組織は、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるため発電所対策本部の運営及び動員、輸送手段の確保を行う班、報道機関の対応を行う班、社内外対策本部との情報受理・伝達及び国・自治体等関係者との連絡調整を行う班で構成する。</p> <p>(e) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、原子力防災体制等を発令し、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等の対策を実施する。 時間外、休日（夜間）においては、重大事故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内及び発電所近傍に緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員を常時確保し、体制を強化する。</p>	<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。 実施組織に対して技術的助言を行うための技術支援組織は、プラントパラメータ等の把握、プラント状態の進展予測・評価等を行う班、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置等に関する指示等を行う班で構成し、各班には必要な指示を行う班長を配置する。 実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関へ通報連絡等を行う班、社外対応情報の収集、報道機関対応者の支援等を行う班、要員の呼集、食料・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示、資材の調達及び輸送に関する一元管理等を行う班で構成し、各班には必要な指示を行う班長を配置する。</p> <p>(e) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて緊急体制を発令し、重大事故等対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等対策を実施する。 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるように、発電所内に必要な重大事故等に対処する要員を常時確保する。</p> <p>発電所外から要員が参集するルートは、発電所正門を通行して参集するルートを使用する。発電所正門を通行した参集ルートが使用できない場合は、発電所南側の牡鹿ゲートの通行を含む、当該参集ルート以外の参集ルートを使用して参集する。</p>	<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。 技術支援組織は、実施組織に対して技術的助言を行うため、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、被ばく管理等を行う班、事故状況の把握・評価、事故拡大防止対策の検討の総括等を行う班、運営支援組織は、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるため、発電所対策本部の運営、関係機関への通報、連絡及び報告、本店の原子力災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）との連絡調整等を行う班、資機材等の調達輸送、関係地方公共団体等及び報道機関の対応、退避誘導等を行う班により構成する。</p> <p>(e) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて原子力防災体制等を発令し、発電所災害対策要員の非常召集連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等の対策を実施する。 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、重大事故等が発生した場合、速やかに対策を行うため、発電所内及び発電所近傍に運転員、災害対策要員、災害対策要員（支援）及び災害対策本部要員を常時確保し体制を強化する。 発電所対策本部の体制が確立するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員を主体とした初動対応の体制により迅速な対応を図る。発電所対策本部の各機能班員が参集し、発電所対策本部の体制が確立すれば、発電所対策本部長の指揮の下、必要な重大事故等対策を行う。ただし、手順書にあらかじめ規定されている操作については、発電課長（当直）の指示により運転員が主体的に事故対応操作を継続する。</p> <p>発電所外から要員が参集するルートは、茶津ゲートを通行して参集するルートを使用する。津波襲来時には大和門扉を通行する山廻りの参集ルートを使用する。</p>	<p>【大飯】発電所の原子力防災組織の相違 ・対策本部の班名称、班の構成等に違いはあるが、その対策本部の機能班の役割については大飯と相違ない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・原子力防災体制等を発令する主語を明記した。（女川と同様）</p> <p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・初動時の体制から本部体制への移行について追記した。（体制移行に係る記載を追記している。1.0.2(4)c.項にも本項と同じ記載をしている（女川と同様。）（1.0-62ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・発電所外から要員が参集ルートについて記載した。（女川と同様）</p>